平成２９年（フ）第７４４５号
東京都板橋区大谷口１丁目51－３－101
債務者　中村めぐみ
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０６号
神奈川県大和市下鶴間1749番地12　クリオ中央林間403
債務者　岡野　康弘
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２８２号
横浜市港北区大倉山６丁目５番15―103号
債務者　福島　正剛
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１７０号
茨城県ひたちなか市中根3344番地３
破産者　有限会社ＣＲＥＡＴＥＣｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１６３号
埼玉県加須市大越1389番地７
破産者　東京機鋼株式会社
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
千葉県富津市湊1069番地３　柳川アパートＨ号室
破産者　稲葉　英徳
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４７号
千葉県富津市大堀2173番地
破産者　光英工業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１０４号
神奈川県厚木市水引２丁目７番38号
破産者　株式会社シェヒロコ
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３２号
神戸市西区王塚台５丁目69－１　コーポアワジ115
破産者　ナゴヤ空調株式会社
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
北海道新冠郡新冠町字朝日268番地の３
破産者　有限会社Ａｎｇｅｌｏ
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１号
茨城県水戸市笠原町1375番地１
破産者　株式会社ニコニコケアサポート
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６２号
埼玉県川越市大字小室491番地５
破産者　日本ビルシステムサービス株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９４号
千葉県印旛郡酒々井町中央台２－25－７　くるみ荘102、住民票上の住所千葉県成田市前林1511番地４
破産者　牛渡　哲朗
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０２号
千葉県八街市大木674番地101　モンテローザ101号
破産者　稲田　光輝
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８５９１号
東京都大田区西蒲田４丁目28―13
破産者　漆畑　　誠
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９４４号
東京都新宿区高田馬場１丁目16番８号　アライヒルズ２階
破産者　株式会社ワイズファクトリー
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９４５号
東京都中野区南台２丁目51－７－503
破産者　永見　哲也
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４号
東京都羽村市栄町１丁目９番地６第１コーホーマンション522
破産者　廣瀬　明美
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４６号
東京都町田市本町田829番地５コーポ林203
破産者　大塚　明美
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部